

粗大ごみリクエスト収集の仕組みについて

I. 新たな収集体系（案）

本市の新たな収集体系（案）を示します。

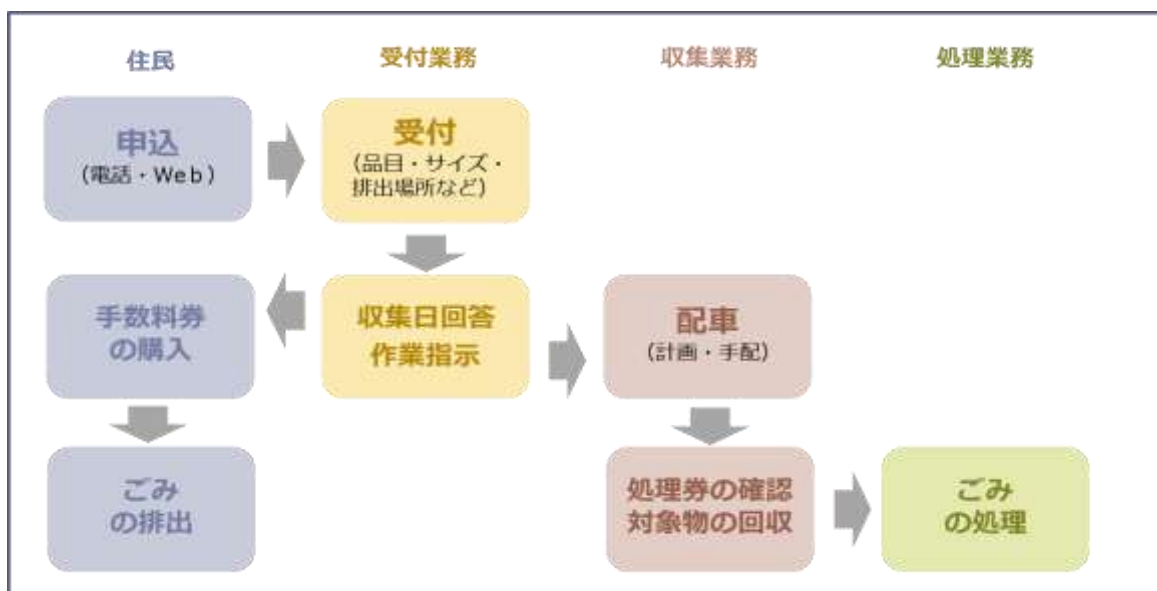
種別		主な品目	収集方式	頻度	排出方法	料金
可燃ごみ		生ごみ、紙類、衣類 木製・プラ製品等	戸別	週2	指定ごみ袋	有料
不燃物		ガラス・陶磁器、金属類等 不燃性粗大ごみ	集積所 ↓ 戸別	月1	箱、結束等 ↓ 袋	無料
粗大ごみ		可燃性粗大ごみ ↓ 可燃・不燃性粗大ごみ (一時多量ごみ)	集積所 ↓ 申告式 戸別	月1 ↓ 指定日	概ね1m程度 の大きさ ↓ 大きさ指定なし シール制 (台数制)	無料 ↓ 有料
資源ごみ	かん類 びん類	スチール・アルミ缶 白・茶・その他びん	戸別	隔週	回収容器	無料
	PET・ プラボトル	PET ボトル プラボトル	集積所 ↓ 戸別	月1	専用ネット ↓ 袋	無料
	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール	戸別	月1	結束	無料
有害物		蛍光灯、電球、乾電池	集積所 ↓ 戸別	月1	箱、結束等 ↓ 袋	無料

凡例： 変更前 → **変更後**（変更後も集合住宅等はごみ集積所を利用します。）

少子高齢化の進展など社会構造の変化に伴う多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、本市では利便性の向上と負担の軽減などを目的に、全ての品目を対象に戸別収集の拡充を目指します。また、**「粗大ごみ」については、ごみの減量・資源化や排出量に応じた費用負担の公平化等を目的に、有料による申告（リクエスト）方式の戸別収集の導入を進めていきます。**

Ⅱ. 粗大ごみリクエスト収集の仕組み（案）

粗大ごみリクエスト収集の具体的な仕組み（案）を示します。



分類	項目	概要(案)
1 収集関係	1-① 収集対象品目	指定袋(45L)に入らないもの
	1-② 受付の方式	電話 & Web
	1-③ 収集頻度	申請からおおむね 10 日以内の指定日
	1-④ 申込み頻度と個数の制限	一世帯あたり月に 1 回(検討)
	1-⑤ ごみの出し方	原則として、敷地内の道路に面した場所とする
	1-⑥ 周知・啓発方法	広報や市ホームページによる周知徹底、説明会の開催、ごみ分別ガイドブックの策定
2 手数料関係	2-① 品目ごとの手数料設定	容積に応じた 5 段階方式
	2-② 手数料の徴収方法	処理手数料券制度(有料シール制)
	2-③ 販売方法	指定ごみ袋の販売方法に準じる

Ⅱ－１ 収集関係について

Ⅱ－１－① 収集対象品目

「粗大ごみ」は次のとおりとします。

指定袋（45L）に入らないもの

※ただし、以下のものは粗大ごみとします。

- ・ 指定袋（45L）に入れて、口をしっかり結ぶことができないもの（おおむね一辺の最大長さが 50cm 以上のもの）
- ・ 指定袋（45L）に入っても、袋が変形や破損するなど重くて持ち運びに耐えきれないもの（おおむね重量が 9kg 以上のもの）

【内容】

本市では、定義の明確さ、現行制度との接続、懸案事項等を勘案した結果、粗大ごみの対象を「指定袋に入らないもの」とします。この場合、指定袋に入るものは可燃ごみ、または不燃物として処理を行う必要があり、現在の処理施設の受入基準に変更が生じてきます。例えば「ポリタンク」のように、これまで粗大ごみとして住民の認識が定着しているようなものが可燃ごみに変更となり、こうしたものは広報や説明会などの周知啓発活動を通じて齟齬の解消に努めます。

	サイズ		容積	
粗大ごみの対象	●cm 以上または ●kg 以上	●cm 以上かつ ●kg 以上	三辺合計が●cm 以上 または●kg 以上	指定袋に入らないもの
懸案事項	小さくて軽いものが 粗大ごみの対象となりうる	大きくて軽いもの、 小さくて重いものが 可燃ごみとなりうる	対象外のごみで可燃ごみとして受け入れられないごみが存在する	これまでの可燃ごみの受入基準を見直す必要がある
	A4 や A3 ファイルなどが粗大ごみとなる	カラーボックスなど焼却施設で受け入れられない大きさのものが可燃ごみとなる	カラーボックスなど焼却施設で受け入れられない大きさのものが可燃ごみとなる	ポリ容器（18L）などが可燃ごみとなる
先進事例	仙台市、大阪市 等	なし	京都市、浦安市 等	札幌市、町田市 等
適用	△	×	△	○

Ⅱ－１－② 受付の方式

「受付の方式」は次のとおりとします。

電話&Web

- ・ 電話受付は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとします。なお、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日は、電話受付を実施します。
- ・ 電話受付を行わない日は、土曜日（祝日含む）および日曜日、並びに年末年始などとなります。
- ・ 聴覚や言語が不自由な方を対象に市が Fax による受付・案内を実施します。

【内容】

本市のリクエスト収集は、電話だけでなく近年ニーズの高まるWebを活用した24時間体制での受付を目指します。受付体制の構築には、受付システムの開発・設置・調整・維持管理、端末のサポート、また、オペレーターによる電話・Webの受付や収集作業員への作業指示、並びに統計管理など非常に多岐にわたります。また、受付システムの取扱いや維持管理には専門的な技術や知識も求められ、こうした業務を包括的に行うことで迅速かつ的確な受付を実現し、事業の効率性や経済性を高めることができます。

Ⅱ－１－③ 収集頻度

「収集頻度」は次のとおりとします。

申請からおおむね 10 日以内の指定日に収集を行う

【内容】

現行の粗大ごみは月 1 回の定日によるごみ集積所の収集ですが、リクエスト収集へ移行後は市民サービスの向上を目指し、可能な範囲で申請者の要望に応じ申請からおおむね 10 日以内の指定日に収集します。

Ⅱ－１－④ 申込み頻度と個数の制限

「申込み頻度と個数の制限」は次のとおりとします。

一世帯あたり１ヶ月に１回（※減量効果や効率性などを踏まえ検討する）

【内容】

リクエスト収集を導入する自治体では、ごみの減量化などを目的に申込み頻度と併せて一回の排出点数に個数やポイントによる制限が設けられる場合があります。本市では現行と同程度の申込み頻度を前提に、排出個数の制限についても、排出者の利便性が損なわれることがないよう効果を検証のうえ採用の是非を検討していきます。

Ⅱ－１－⑤ ごみの出し方

「粗大ごみの出し方」は次のとおりとします。

原則として、敷地内の道路に面した場所とする

【内容】

粗大ごみの出し方については、排出者の利便性や責任の明確化、持ち去り対策、道路法に規定される道路占用や集合住宅等における消防法の規制などを考慮した結果、原則として「敷地内の道路に面した場所」とします。なお、集合住宅や狭隘地区については、各自治会（管理組合）等との協議により地域特性に応じた排出方法を定めることとします。

Ⅱ－１－⑥ 周知・啓発方法

「周知・啓発方法」は次のとおりとします。

- ・ 広報や市ホームページによる周知
- ・ 説明会の開催
- ・ ごみ分別ガイドブックの策定

【内容】

粗大ごみリクエスト収集の導入により、各ごみの定義や排出方法に大きな変更が生じます。制度変更による混乱を避けるため、市は住民に対する丁寧な周知が必要となります。

こうしたことから、ごみ分別ガイドブックの策定、市民説明会の開催、広報かしはらや市ホームページ等を活用した情報提供等により、制度導入の背景や目的を十分に説明し、住民への周知徹底を図ります。また、説明会については、自治会（マンション管理組合等も含む）単位で開催するなど、きめ細やかな説明を行います。

Ⅱ－２ 手数料関係について

ごみ処理の有料化は、一般的に ① 廃棄物の排出抑制、② 再生利用の促進、③ 排出量に応じた負担の公平化、④ 住民の意識改革などが主な目的とされています。また、減量効果による温室効果ガスの削減や処理施設の負荷及び負担の軽減なども期待できます。

本市の粗大ごみの有料化は、市の収入の増加を主目的としたものではなく、経済的な動機付けによる排出量の抑制、排出量に応じた費用負担の公平化、ものを長く大切に使うなどごみに対する意識改革を図ることが大きな目的です。

Ⅱ－２－① 品目ごとの手数料設定

「手数料の設定方法」は次のとおりとします。

容積に応じた 5 段階方式

種別	形状	容積	主な品目
粗大ごみ	Lv.1 三辺合計 180cm 以内 (最大長さ <u>100cm</u> 以内)	216L	中型家電類、椅子、布団類(折り畳んで縛ったもの)、解体して束ねたもの
	Lv.2 三辺合計 240cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	512L	カラーボックス(大)、袖机、コタツ等
	Lv.3 三辺合計 300cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	1,000L	ふすま、学習机等
	Lv.4 三辺合計 350cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	1,588L	サイドボード、3P ソファ、ダイニングテーブル、ベッドフレーム(解体)、書棚等
	Lv.5 三辺合計 450cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	3,375L	スプリングマットレス、食器棚、マッサージチェア、物置(解体)等

なお、一辺の最大長さが 200cm を超えるもの、三辺の合計が 450cm を超えるもの、または重量が 100kg を超えるものは市で収集できないものとし、こうしたものについては、リサイクル館かしはらまで直接持ち込むか、規定のサイズまで分解して排出することとします。

また、排出者による前処理を促すため、解体等により三辺の合計が 180cm（一辺の最大長さが 100cm 以内）までにしたものが廉価となる料金設定とします。

【内容】

粗大ごみの各品目を分類した結果、おおむね A～L の 12 種類に分類されました。

分類		主な品目	特記事項	レベル
A	個別の品目を解体して一つに束ねたもの	個別品目単体を解体して一つに束ね Lv.1 以内のサイズにしたもの		Lv.1
B	中型の家電類	掃除機、プリンタ、電子レンジ、扇風機、空気清浄機、食器洗浄機等	指定袋に入るものは不燃物	Lv.1
C	細長いもの、伸縮するようなもの	ホース、ロープ、タイヤチューブ等	裁断して最大長さが 50cm 未満のものは可燃ごみ	Lv.1
D	布製で折りたためるもの	カーテン、毛布、布団等（折りたたんで縛った状態もの）	指定袋へ入るものは可燃ごみ	Lv.1
E	可燃性の中型ごみ	ポリタンク、衣装ケース、カラーボックス等	指定袋へ入るものは可燃ごみ	Lv.1～2
F	不燃性の中型ごみ	携行缶、脚立、スーツケース等	指定袋へ入るものは不燃物	Lv.1～2
G	可燃性の大型ごみ	机、タンス、カーペット等		Lv.2～4
H	不燃性の大型ごみ	扉、雨戸、キャビネット、金属性の机等		Lv.2～4
I	超大型ごみ	物置、キングサイズマットレス、食器棚、ブランコ等		Lv.2～5
J	棒状・板状で最長辺が 50cm 以上 100cm 未満のもの	木材、幹、枝、パイプ、杖、モップなどの柄等		Lv.1
K	棒状・板状で最長辺が 100cm 以上 200cm 未満のもの	木材、幹、枝、棚板、畳、スキー板（一式）、ゴルフクラブ（一式）等		Lv.2～5
L	大型複合素材の処理が困難なもの	マッサージチェア、スプリングマットレス、発電機等		Lv.5

粗大ごみリクエスト収集を導入する多くの自治体では、品目に応じた料金設定が行われています。しかしながら、商品ごとに容積が大きく異なるものも多く、本市は排出者の前処理を促すとともに収集効率を高めるために、容積に応じた段階別料金設定を採用します。

上記分類以外のコンクリート製品をはじめとする本市のごみ処理施設で特に処理が困難なものについては、適正な処分方法について検討を進めていきます。

Ⅱ－２－② 手数料の徴収方法

「手数料の徴収方法」は次のとおりとします。

処理手数料券（有料シール）方式

【内容】

本市の粗大ごみリクエスト収集に係る処理手数料については、処理手数料券（有料シール）方式を採用します。

項目	現金徴収方式	納付書方式	手数料券方式
支払方法	収集現場で申請者から現金を徴収する	納付書を用いて金融機関等で支払う	処理手数料券を取扱店で事前購入する
利点	・確実な料金徴収が可能 ・対象物の残置がない ・手続きが簡便	・適正な料金案内が可能 ・立会いが不要 ・対象物の残置がない	・立会いが不要 ・手続きが簡便
欠点	・立会いが必要 ・公金の適正管理	・納入通知が必要 ・滞納が生じやすい ・手続きが煩雑	・案内不足や齟齬による不適正排出が生じる可能性がある ・シールの製作が必要
懸案事項	・収集運搬を委託する場合、廃掃法施行令第四条第一項第六号の規定により、収集従事者による料金徴収は行えない。	・事前払いは確認手続きに時間を要する ・事後払いは滞納や不納欠損などに対する対応が必要	・不適正排出が行われた場合、残置などの対応が必要 ・残置した排出物の対応策が必要
適用	△	△	○

処理手数料券方式は、申請者が事前に販売店で処理手数料券を購入し、対象物に貼り付けて排出するもので、申請者の立会いを必要としません。申請者は、受付時に付与される受付番号または氏名、収集日などを処理手数料券に記載して、粗大ごみに貼り付けるとともに、証明書としてその控えを収集が完了するまで保管します。

一方、排出者の錯誤等による不適正排出が生じることが考えられますが、申請時等においてごみの種別や排出方法などを的確に案内することで、十分な齟齬の解消に努め、不適正排出の未然予防に取り組みます。

Ⅱ－２－③ 販売方法

「手数料券の販売方法」は次のとおりとします。

指定ごみ袋の販売方法に準じる

【内容】

処理手数料券の購入場所は、市民が徒歩圏内で購入することができるよう、できる限り小売店等の関係者の協力を求める必要があります。本市では、有料指定袋制度が既に導入されており、処理手数料券についても指定ごみ袋と同様に、一定の要件（市内店舗や税の滞納など）を満たす販売店を指定取扱店として指定し、委託契約を締結するとともに、取扱委託料として発注した処理手数料券の一部を販売店に支払う仕組みとします。

Ⅲ. 今後の検討課題

粗大ごみリクエスト収集の導入に向けた今後の検討課題を示します。これらの課題についても、住民ニーズの把握に努め、事業の導入に向けて調査・検討を進めていきます。

分類	項目	概要
2 手数料関係	2-① 品目ごとの手数料設定	ごみ処理手数料の設定方法(処理経費の算出など)の検討
	2-④ リサイクル館への持込手数料の設定方法	
	2-⑤ 処理手数料の使用用途	ごみ処理経費に係る使途や充当財源などの検討
3 その他	3-① ふれあい収集との連携	ふれあい収集の収集方法を検討
	3-② 生活保護世帯への支援策	処理手数料の減免制度の検討
	3-③ 生活弱者の戸外排出方法	持ち出し収集等の検討
	3-④ 一時多量ごみへの対応	引越しや片付けなど一時多量ごみの収集方法の検討
	3-⑤ 不法投棄対策	監視の強化など防止対策の検討
	3-⑥ 小型家電リサイクル法への対応	粗大ごみの対象となる回収品目の検討
	3-⑦ 粗大ごみ以外の収集処理方法との接続	今後の収集処理体系を踏まえた導入計画を検討する